

市内に農場を整備したい！

4 農業法人の場合

以下の要件にあてはまる農業法人※の方

※会社法第2条第1号に規定する会社およびそれと同等の税収および雇用効果が見込まれると市長が認める法人で農業を営む者

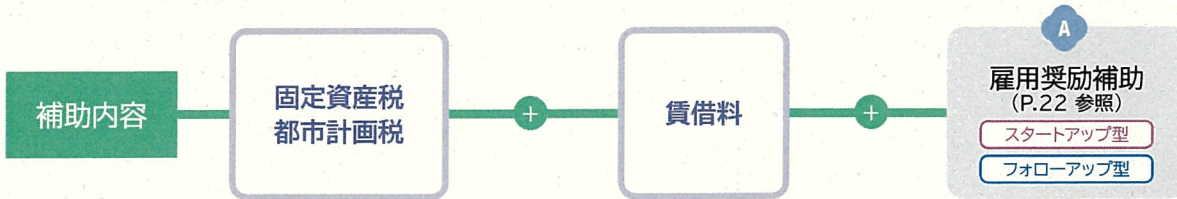
事業者の要件

- 設立後 **3年以上** 経過している企業
- 直近 **3年間** を平均して経常利益が確保されていること

※ただし、上場企業または上場子会社に類する資本関係や事業基盤等を有すると認められる場合は、上記の要件を満たすものとして取り扱うことができます。

農場の要件

- 取得固定資産評価額 **1億円**以上の農場の整備
または
- 取得(賃借)敷地面積 **1ha(10,000㎡)**以上の農場の整備



区分	補助率等	補助限度額	期間
固定資産税・都市計画税に対する補助	相当額 ※追加投資の場合は(増加分)の2/3	1億円/年	2年 [大型特例] ^{※1} 4年
土地の賃借料に対する補助	1/2		1年

※1 取得固定資産評価額が5億円以上または取得(賃借)敷地面積が3ha(30,000㎡)以上

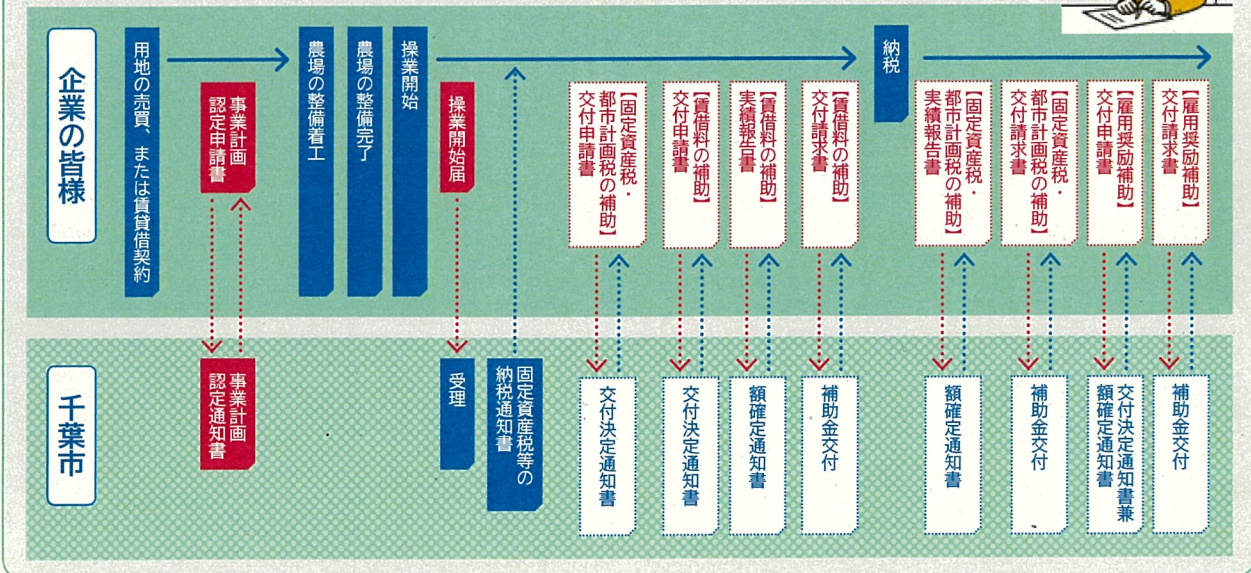
以下の要件のいずれかを満たす場合は、固定資産税・都市計画税に対する補助を **1年延長** します。

耕作放棄地において栽培を行う場合

生産品が市内で加工され商品化がされている場合

4 農業法人 立地促進事業手続きの流れ (イメージ)

農場の整備に着手する前に事業計画の認定が必要です。



千葉市の充実した農業参入支援

- 参入農地の確保支援
- 農業施設・機械設備等導入支援
- 融資・金融
- 経営・技術支援
- 流通ブランディング支援

お問い合わせ先

千葉市経済農政局農政部 農地活用推進課
☎ 043-245-5769
E-mail: nouchikatsuyo.EAA@city.chiba.lg.jp

1 所有型

2 賃借型

3 累積投資型

4 農業法人

A 雇用奨励補助

B 社員採用
C オフィス移転
D カarbonニュートラル

E 企業立地促進
融資制度

F 中小企業資金
融資制度

CHECK

人材育成補助

雇用をサポート！

A 雇用奨励補助

補助事業の適用を受けた企業の、
千葉市民の雇用、雇用者の千葉市への転入をサポート！

スタートアップ型

操業開始時の体制整備を支援

(3 累積投資型 は対象外)

適用される企業	補助対象者	内容	補助限度額	補助回数
1 所有型 企業立地補助金の対象企業	本市在住 新規常時雇用者 ^{※1} および 常時雇用者 ^{※1} で新規に転入した者	30万円/人	1億2,000万円 または直近の 法人市民税+ 事業所税の1/2まで	1回
2 賃借型 企業立地補助金の対象企業				
4 農業法人 立地促進事業の対象企業				

※1 常時雇用者…①直接雇用 ②社会保険被保険者 ③雇用保険一般被保険者等 のすべての要件を満たす者



フォローアップ型

中・長期的な雇用拡充を支援

(3 累積投資型 は対象外)

適用される企業	補助対象者	内容	補助限度額	補助回数
1 所有型 企業立地補助金の対象企業	【対象者】 起算日(操業開始から1年後)から 3年経過した時点で 増加した市民雇用者(常時雇用者 ^{※1}) 【補助交付条件】 市民雇用者数(常時雇用者 ^{※1})が 起算日に比して増加していること	30万円/人	1億2,000万円 または直近の 法人市民税+ 事業所税の1/2まで	1回
2 賃借型 企業立地補助金の対象企業				
4 農業法人 立地促進事業の対象企業				

※1 常時雇用者…①直接雇用 ②社会保険被保険者 ③雇用保険一般被保険者等 のすべての要件を満たす者

A 雇用奨励補助 手続きの流れ(イメージ)

